

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第573号

2013年（平成25年）7月11日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

病院の防災、防火その他の安全管理に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2013年6月24日付けで諮問（第573号）された病院の防災、防火その他の安全管理事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
ただし、「個人情報の目的外提供についてのガイドライン」の改正事項のうち、「2 目的外提供の判断根拠(2)提供目的の範囲」を改正する理由は認められない。
- (3) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由、目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

2012年3月(諮問第500号)及び2013年6月(諮問第566号)に防犯カメラを設置し、映像をハードディスクに保存することについて、及び司法警察職員等からの録画面像の目的外提供の依頼について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会(以下「審議会」という。)への諮問を経ずに目的外提供ができるよう、それぞれ諮問し承認されている。

今回の諮問は、現在行っている再整備事業で建設される新たな建物にも防犯カメラを設置して録画するなど、これらの諮問と同様の内容である。

現在、藤沢市民病院では東館の建て替えを中心とする再整備事業を行っており、新たに委託職員を含む病院職員が利用する別館1を建設し、本年8月には供用開始の予定である。

この別館1は、病院職員の更衣室や休憩室、職員食堂などに利用するもので、再整備完了後には、新東館と渡り廊下で接続されることになり、カードキーなどによる出入りの管理を行うとともに、犯罪抑止の観点から防犯カメラを設置し、映像をハードディスクに保存することを計画している。このことは、藤沢市個人情報保護に関する条例第10条第4項及び第18条のコンピュータ処理に該当することから、前回の諮問と同様、映像の保存について諮問を行うものである。

また、司法警察職員としての職務を行う者等から刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく捜査関係事項照会書(以下「捜査照会書」という。)により、防犯カメラによって撮影し、録画した映像の目的外提供の依頼が想定できるが、この際には藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条第4項により審議会への諮問事項となっている。

この件についても、前回の諮問と同様に、事件解決への迅速な対応のため、今後捜査照会書により防犯カメラ画像データの目的外提供を求められた場合は、別に定める「個人情報の目的外提供についてのガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づき、審議会への諮問の手続きを個々に経ることなく、目的外提供できる包括的な取扱をしたいため、併せて諮問するものである。

なお、再整備事業の一環で、既存立体駐車場にエレベーター棟を増設し、既に供用開始しているが、このエレベーター内にも防犯カメラを設置しており、現在は録画はせず、監視のみに使用しているが、今後は別館1と同様の運用をしていくことを考えており、今回併せて諮問するものである。

また、2007年1月(諮問第231号)に諮問した防犯カメラにつきましては、目的外提供についての包括的承認の諮問はしていなかったため、この件についても併せまして今回諮問するものである。

最後に、「藤沢市民病院防犯カメラ運用基準」及び「個人情報の目

的外提供についてのガイドライン」の改正については、承認を受けた審議会の日付の削除と目的外提供する範囲を3つの犯罪に限定しているものをあらゆる犯罪に対応できるよう追加変更するものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラ画像データ収集の目的は、不審者の侵入による窃盗、器物損壊及び放火などの犯罪を防止するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

防犯カメラ画像データ

(3) コンピューター処理について

ア コンピューター処理をする必要性

防犯カメラの画像の保存の際の電磁的媒体としてはビデオテープもあるが、ビデオテープは一定期間保存されたのち反復して使用すると、消耗度が高く画像の劣化等長期的な保存は困難である。一方、ハードディスクは、その蓄積容量もビデオテープに比べ多く、長期的な使用においても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取り出しも容易となる。このことから、防犯カメラの画像の保存については、ハードディスクを採用し、コンピュータ処理を行うものである。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

防犯カメラ画像データ

ウ 安全対策及び日常的な処理体制

安全対策としては、録画機器は別館1については、別館1の警備室、立体駐車場エレベーターについては、西館警備室内に配置し、ワイヤー等により固定することで持ち出しを防止する。また、操作を行う際にはパスワードの設定がされており、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ管理取扱者以外には利用ができないよう利用者を制限する。

日常的な管理としては、藤沢市個人情報の保護に関する条例、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程及び藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉の定めるところに従い、適正に取り扱うこと、並びに「藤沢市民病院防犯カメラ運用基準」の定めに従い管理することとする。

なお、設置機器は保存期間である7日間を超えない期間分の画像をハードディスクに保存し、順次上書きがされるようになっている。また、防犯カメラの画像の情報提供の際の検索・出力以外には、録画された画像は使用しない。

(4) 目的外に提供する必要性について

ア 個人情報照会の照会

刑事訴訟法第197条第2項に基づく個人情報の照会については、正当な請求権を有する司法警察職員等によって行われるものであり、当該照会の正当性及び公益性が認められ、事件の解決は被害者を救済するものであり、市民生活を守る本市行政の役割でもある。

そのため、事件の解決には照会に対する迅速な対応が特に重要となることから、当院施設内で発生した犯罪の捜査のために、防犯カメラ画像データの目的外の提供については、別に定めるガイドラインに基づき、審議会への諮問の手続きを個々に経ることなく、目的外提供できるという包括的な取扱いをする必要がある。

イ 目的外の提供先

司法警察職員として職務を行う者、検察官及び検察事務官

ウ 目的外に提供する個人情報

防犯カメラ画像データ(必要最低限の時間に限る。)とする。また、目的外提供については、ガイドラインに定める。

なお、2007年1月25日付け答申第230号で新設する防犯カメラ映像のコンピュータ処理等について承認を受けているが、目的外提供の包括的取扱い及び目的外提供に伴う本人通知の省略については諮問していなかったため、今回併せて諮問するものである。

(5) 本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報及び目的外に提供する個人情報は、防犯カメラ画像であり、当該画像データで確認される個人を照合によって人物を特定することが事実上困難であることから通知の送付先が特定できないため、本件にかかわる本人通知は省略するものである。なお、防犯カメラ撮影区域には防犯カメラを設置している旨及び撮影されたカメラ画像を目的外に提供する旨の表示をし、周知を図る。

(6) 「藤沢市民病院防犯カメラ運用基準」及び「個人情報の目的外提供についてのガイドライン」の改正について

ア 「藤沢市民病院防犯カメラ運用基準」の改正

第5条第2項で「…平成24年4月12日に実施された藤沢市個人情報保護制度運営審議会において、包括的な取扱いについて承認を得たものに限り、…」とあるが、日付を記載すると承認を得るごとに改正の必要が生じ、事務処理上非効率であるため、「平成24年4月12日に実施された」を削除するもの。

イ 「個人情報の目的外提供についてのガイドライン」の改正

(ア) 「1趣旨」中、「…審議会の諮問の手続きを予め経た事項(2007年1月17日及び2012年4月12日開催の審議会での承認事項)について、目的外提供を行うため、…」及び

「4 目的外提供に際しての措置」の(1)中、「2007年1月17日及び2012年4月12日に実施された審議会において、包括的な取扱いについて…」の2点については、(1)と同様、日付を削除することとし、併せて文言の整理を行うもの。

(イ) 「2 目的外提供の判断根拠」の(2)で犯罪の種類を窃盗，器物損壊，放火に限定しているが，これら以上に緊急性を要する犯罪もあるため，あらゆる犯罪に対応できるよう改正を行うもの。

(7) 実施時期（予定年月日）

2013年7月11日

(8) 提出書類

ア 個人情報取扱事務届書

イ システム機器一覧

ウ システム系統図

エ システム設置箇所

オ 藤沢市民病院防犯カメラ運用基準・改正前

カ 個人情報の目的外提供についてのガイドライン・改正前

キ 新旧対照表

3 審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，審議会の結論(1)から(4)までのとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では，防犯カメラ画像データ収集の目的は，不審者の侵入による窃盗，器物損壊及び放火などの犯罪を防止するために行うものであり，本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であるとしている。

以上のことから判断すると，個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に提供する必要性について

ア 実施機関では，刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく個人情報の照会は，当院施設内で発生した犯罪の捜査のために，正当な請求権を有した司法警察職員等によって行われるものであり，当該事件の解決には照会に対する迅速な対応が特に重要となることから，当該事件の捜査に係る防犯カメラ画像データの目的外提供については，当審議会に諮問の手続きを経ることなく，個人情報の目的外提供についてのガイドラインに基づき，管理責任者が必要性を審査し，相当と認める場合のみ，目的外提供ができるという包括的な取扱いをする必要があるとしている。

以上のことから判断すると，目的外に提供する必要性があると認められる。

イ 実施機関は、「藤沢市民病院防犯カメラ運用基準」及び「個人情報」の目的外提供についてのガイドライン」を改正するとしているが、個人情報を目的外に提供することについて、包括的に取り扱う理由が認められる場合は、対象となる場所において実際に起こり得る可能性が大きい犯罪類型を、その目的の理由とする場合の照会に限られるべきであって、その目的の理由となる犯罪類型が、本件改正内容に含まれるような、対象となる場所において実際に起きる可能性が低いものである場合の照会については、個別に諮問されるべきである。

よって、本件改正内容のうち、「個人情報の目的外提供についてのガイドライン」の「2 目的外提供の判断根拠(2)提供目的の範囲」を改正する理由については認められない。

- (3) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

実施機関では、本人以外のものから収集する個人情報及び目的外に提供する個人情報は、防犯カメラ画像であり、当該画像データで確認される個人を照合によって人物を特定することが事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないとしている。

なお、防犯カメラ撮影区域には防犯カメラを設置している旨及び撮影されたカメラ画像を目的外に提供する旨の表示をし、周知を図るとのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

- (4) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、防犯カメラの画像の保存にあたり、ハードディスクはビデオテープに比べ画像の蓄積容量も多く、長期的な使用においても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取り出しも容易であることから、ハードディスクによるコンピュータ処理を行うとしている。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、次のような安全対策の措置を講じている。

- (ア) 録画機器は、別館1の警備室及び西館警備室内に配置し、ワイヤー等により固定することで持ち出しを防止する。
- (イ) 操作を行う際には、パスワードを設定し、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ管理取扱者以外には利用ができないよう利用者を制限する。
- (ウ) 日常的な管理としては、条例、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程、藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉

及び防犯カメラ運用基準により、適正な管理を行うこととする。
(エ) 設置機器は保存期間である7日間を超えない期間分の画像をハードディスクに保存し、順次上書きされるようになっている。また防犯カメラの画像の情報提供の際の検索・出力以外には、録画された画像を使用しない。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上